

葉山町電子商品券交付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民による町内での消費喚起を促進し、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が低迷している町内中小企業の経営維持を目的として実施する葉山町電子商品券（以下「電子商品券」という。）の交付等について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子商品券 QRコード等を用いて、特定取引が行える商品券
- (2) 特定取引 電子商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、特定取引についての換金を申し出ることができる事業者として町に登録された者をいう。

(電子商品券の交付等)

第3条 町長は、令和3年4月1日から令和3年4月30日までのいずれかの時点で本町の住民基本台帳に登録されている者（令和3年5月1日以降に本町に出生及び転入の届出を行い住民基本台帳に登録される者を除く。以下「交付対象者」という。）に電子商品券を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は電子商品券を交付する。

- (1) 令和3年4月1日から令和3年4月30日までのいずれかの時点で、町内の児童養護施設に入所している者で葉山町電子商品券交付申出書（別紙様式1）により町に申し出た者
- (2) 令和3年4月1日から令和3年4月30日までの間に他市区町村に出生を届け出たが本町の住民基本台帳への登録が令和3年5月1日以降になった者

3 電子商品券の交付額は、交付対象者1人につき5千円とする。

4 電子商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して交付するものとする。ただし、特別な事情があると町長が認めた場合、葉山町電子商品券送付先変更届（別紙様式2）により送付先を変更することができる。

(電子商品券の使用範囲等)

第4条 電子商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、電子商品券は、次に掲げるものの購入等については使用することができない。

- (1) 不動産
- (2) 金融商品
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

3 交付対象者は、電子商品券の転売及び換金を行ってはならない。

(電子商品券の使用期間)

第5条 電子商品券を使用することができる期間は、令和3年6月1日から令和3年8月31日までの間とする。

(特定事業者の登録等)

第6条 特定事業者として登録できる者は、町内に従業員と設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供を継続的に行っている者で、令和2年1月1日から特定事業者として登録する迄の間に確定申告書を税務署等に提出している者とする。

なお、複数の店舗等を持つ者は、店舗等ごとに登録するものとする。

- 2 特定事業者として登録を希望する者は、別途町長が定める登録申請書兼誓約書を町長に提出するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により登録申請書兼誓約書を受理したときは、速やかに内容を審査し、その内容が適当と認められたときは特定事業者として登録の上、電子商品券取扱店認定証を交付する。

(特定事業者の責務)

第7条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3号に掲げる場合を除き、特定取引を拒んではならないこと。
 - (2) 電子商品券を対価の弁済手段として第4条第2項各号に規定する取引を行ってはならないこと。
 - (3) 電子商品券の偽造等、不正の疑いがある場合は、特定取引を拒否するとともに、速やかに町へ報告すること。
 - (4) 特定事業者は、誠実に特定取引を行うとともに、関係法令等を遵守すること。
 - (5) 葉山町暴力団排除条例（平成24年葉山町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと、並びにこれらの者と密接な関係を有するものでないこと。
 - (6) 町との連携体制を構築し、必要に応じて町からの指示に従うこと。
- 2 町長は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、特定事業者の登録を取り消すことができる。

(電子商品券の換金手続)

第8条 町長は、特定取引の決済データをもとに、特定事業者に対し、その決済金額に相当する金銭を支払うものとする。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により電子商品券の交付を受けた者（以下「返還対象者」という。）であることを把握したときは、把握した時期に応じて、以下のとおり対応する。

- (1) 返還対象者が電子商品券を使用する前にあっては、返還対象者に電子商品券の返還を求める。
- (2) 返還対象者が電子商品券を使用した後については、返還対象者に電子商品券を使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き電子商品券を所持していた場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子商品券交付事業の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年2月10日から施行する。

様式 1

葉山町電子商品券交付申出書

私は、葉山町電子商品券交付事業実施要綱第 3 条第 2 項第 1 号に該当することを申し出ます。

住 所	
氏 名	
生年月日	
入所施設名	

施設代表者の証明欄

上記の者が令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 3 0 日までのいずれかの時点で当施設に入所していたことに間違いありません。

施設所在地

施 設 名

代表者氏名

印

様式 2

葉山町電子商品券送付先変更届

私は、葉山町電子商品券交付事業実施要綱第 3 条第 4 項の規定により、葉山町電子商品券の送付先の変更について届け出ます。

届出者

氏 名	
住 所	
交付対象者 との関係	
届 出 日	令和 3 年 月 日

交付対象者等

住民登録住所	
氏 名	
生年月日	
送付先の 変更理由	
変更する 送付先住所	